

平成 31 年度課外活動・部活動 活動方針

I 目標

- (1) 生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむ習慣を身につけ、体力や技能の向上を図る。
- (2) 仲間と互いに競い、励まし、協力する中で、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う。
- (3) 生徒が心身ともに健やかに成長していく活動とするとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、生徒の多様な学びの場とする。

II 本校の運営方針

(1) 運営方針

- ① 生徒達にとっては期待の大きい活動である。「スチューデント・ファースト」(学習者本位)の精神に基づき、適切で効果的な活動となることを目指し、部員一人ひとりを大切にされた充実した活動になるように配慮していく。また、保護者や地域の人々に対して、運営方針並びに活動目標等を丁寧に説明し、十分な理解を得る。
- ② 顧問の積極的な取組みに支えられるところが大きいと考えられるが、学校教育の一環として、学校管理下で行われるものであることから、職員が相互に連携し各活動の運営、指導が顧問の過度な負担にならないようにする。また、部活動の時間確保のために諸会議の設定時間の見直しなど、学校運営を工夫していく。
- ③ 活動目標、活動方針、年間活動計画等を生徒や保護者の思いを踏まえ作成する。また、その作成や日常の指導においては、学校内の専門的な知見を有する関係者の協力を得る。さらに、スポーツ障害等について研修を深めていく。
- ④ 練習が過熱して他の活動が疎かにならないよう、家族団欒、家庭学習、余暇の時間等も鑑み、バランスのとれた生活が送れるよう留意するとともに、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむための習慣の形成に十分配慮する。
- ⑤ 勝敗や結果のみを追求するのではなく、部員ひとりひとりの人間的成長を考え、部内の人間関係や集団生活における規律やマナー等を大切にされた活動にする。とかく運動部においては上下関係が強調されたり能力主義的人間関係に陥ったりしがちなので、注視して指導にあたる。
- ⑥ 運営方法や指導方法を定期的に改善する等、柔軟な運営に心がけるとともに、学校評価において、活動の成果や課題について評価・改善を図るものとする。
- ⑦ 外部指導者や部活動指導員に対しては、学校の教育目標や年間指導計画、各部の活動目標、活動方針について十分に理解を得て、学校長が委嘱等を行い、顧問との役割を明確にし、指導の協力を得る。

(2) 顧問としての心得

- ① 生徒の実態に応じた運営、生徒の主体性を尊重した活動の工夫をする。勝利等のみを重視した過度な活動とならないよう十分に留意する。なお、年間活動計画を作成するにあたっては、「トレーニング期」「試合期」「休養期」等に分けて、メリハリのある計画する。
- ② 生涯にわたってスポーツや文化的活動に親しむ資質を育む責任を担っていることを深く自覚するとともに、安全の確保や望ましい人間関係などの支援、生徒と共に学ぶ姿勢をもって活動にあたる。

③ 指導力の向上に努め、体罰やハラスメントの根絶に強い信念をもって取り組むとともに、生徒が達成感と充実感を味わえるよう、個に応じた指導を大切にする。また、生徒とコミュニケーションを取り、心理面にも考慮した指導を行う。

④ 優れた指導力を持つ地域のスポーツ指導者や心身の成長に寄与する医科学的な知見を持つ方がいれば積極的に協力をお願いし、外部と連携し活動を充実させていく。

(3) 活動における具体

① 原則、登校日は毎日活動するが、月曜日は活動しない。(ノ一部活デイ)

② 疲労の蓄積を抑えて練習の効果を高めるため、平日に1日、土日に1日の休養日を設定する。

③ 練習試合や大会への参加により、土日の両日活動する場合は、休養日を月曜日以外の平日で確保する。

④ 平日の総活動時間は、2時間程度までとし、長くても3時間以内にする。

⑤ 休日の練習は、午前、午後にわたらないようにする。

⑥ 長期休業中は休業日の半数を越えないように計画をたて、係が一覧表を作成して配布する。

⑦ 休養の取らせ方を工夫し、活動が過重にならないよう配慮する。会議等で十分に指導できない時、活動内容をこなし終えた時は早めに帰宅させる等、部毎に臨機応変に対処する。

⑧ 定期テスト3日前から活動を休む。ただし、大会直前の場合は、保護者の承諾を得て特別に活動することも可能とする。

⑨ 路線バスやスクールバスで通学する生徒の登校時刻が7:00になるため、朝の部活動を認める。朝の活動 7:25~8:05 (生徒昇降口の開錠は、7:05)

月曜日の朝は活動をしない。(また、集金を行う月1回の火曜日の朝も部活動を行わない。)

Ⅲ 指導体制の工夫

① 顧問・副顧問配置の複数体制の確保

② 外部指導者の活用及び部活動指導員制度の推進

③ 顧問会による部活動指導・運営の共通理解

④ 月予定計画の提出並びに管理職における管理

⑤ 顧問教員の負担軽減のあり方について、信濃小中学校や北部高校との連携の推進

Ⅳ その他

① 少子人口減少化による部員数の減少に伴い、平成29年度末、信濃小中学校との合同部活動のあり方について、「北部広域・鳥居川水系中学校部活動検討委員会」を設置した。

平成30年度の新人大会においては、女子バレーボール、野球、サッカーの3競技が、近隣の信濃小中学校と合同チームを編成し、大会参加した。

今後も、地域のスポーツ文化を継承するため、飯綱町教育委員会と信濃町教育委員会と連携をとりながら、合同チームを推進する。

② 部活動運営について、協議する場として、スポーツ・文化活動検討委員会を設置している。

③ 本校の部活動の運営方針並びに、北部広域・鳥居川水系中学校部活動検討委員会の趣旨等に関わって、「部活動保護者懇談会(5/14)」にて周知する予定。

④ 学校自己評価アンケート(生徒用・保護者用)項目に、部活動の調査項目を平成30年度より設けた。